

公 示 日：2026年6月3日（水）

調達管理番号：26a00332

国 名：エジプト国

担 当 部 署：人間開発部基礎教育グループ基礎教育第二チーム

調 達 件 名：エジプト国エジプト・日本教育パートナーシップ（EJEP）：EC1に
係る Co-Director（共同議長）（現地滞在型）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用（現地滞在型）」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付、期間等

- （1）担当業務：エジプト・日本教育パートナーシップ（EJEP）：EC1に係る Co-Director（共同議長）
- （2）格付：2号
- （3）業務の種類：専門家業務
- （4）在勤地：カイロ
- （5）全体期間：2026年7月下旬から2028年10月中旬
- （6）業務量の目途：22.5人月

2. 業務の背景

エジプトは2014年以降政治的安定を回復しつつあるが、若年層失業や地域格差等の課題が残り、人材開発における教育の重要性が高まっている。「持続可能な開発戦略2030」では質の高い教育への公平なアクセスが掲げられる一方、実際の学校教育は試験重視で、社会性醸成などが十分でないことが課題とされていた。こうした中、2015年の安倍首相とエルシーシ大統領との会談において、同大統領より、日本式教育に関する支援の可能性について関心が示され、2016年、エルシーシ大統領訪日の機会に、両国政府間でエジプト・日本教育パートナーシップ（EJEP：Egypt Japan Education Partnership）に合意した。2017年より日本式教育（特別活動を含む全人的教育モデル）の導入・普及が進められており、エジプト・日本学校（EJS）をはじめ既存校等での実践が拡大している。

EJEPに基づき実施する様々な事業を円滑に実施し、相乗効果を生み出して目的を達成するため、EJEPは最高意思決定機関として Steering Committee（SC）

を、その下に各事業の実施を担う2つの Executive Committee (EC1 及び EC2) を設置している。EC1 には基礎教育の Project Management Unit (PMU) が設置され、技術協力「特別活動を中心とした日本式教育モデル発展・普及プロジェクト」等の事業を所掌している。さらに EC2 でも別途 PMU が設置され、人材育成事業を所掌している。

複数のプロジェクトや円借款事業、関係機関が関与する中で、取組の整合性確保、運営体制の強化、現場レベルでの実践能力向上やモニタリングの充実が課題となっている。また、優良事例の蓄積・共有や関係者間の連携強化を通じ、持続的な制度化・普及を図る必要がある。

以上を踏まえエジプト政府は、各事業に関わるエジプト側・日本側双方の関係者間の連携を促進し、以て EJEP 全体の円滑な運営を図る目的で、EC1、EC2 の PMU に対し、日本側 Co-Director (共同議長) の派遣を要請した。本専門家は、EC1 に設置の PMU 共同議長として、エジプト側共同議長と協力し、所轄下の事業の円滑な実施に向けた方策の検討を行うとともに、EC2 側の関係者とも連携の上、EJEP 全体の成果発現に向けた助言、提言、活動の提案等を行うことが求められる。

なお、「案件概要表」は別紙のとおり。

3. 期待される成果

1. EJEP 全体の活動が、教育・技術教育省やエジプト側関連省庁、他ドナーによる取り組みと調和した形で実施されるよう、適切な運営方針・計画が策定され、実施される。¹
2. EC1、SC の開催等を通じ、就学前教育と基礎教育分野の活動にかかる協議および EC1、EC2 の連携や事業の円滑な推進のための意思決定が適時適切になされる。
3. 就学前教育と基礎教育分野の主要プロジェクトの目的に照らして、PMU・エジプト側 C/P の能力が強化され、EC1 全体の実施体制が強化される。²

¹ 複数省庁や開発パートナー等多数のアクターが関与する中、EJEP 全体の方針・計画の整合性を確保しつつ、効果的に各事業が実施され、現場での実践が関連省庁の政策に反映されることが求められる。かかる中、関係機関間の役割分担、調整メカニズム、情報共有・意思決定プロセスの強化に向けた方策や、他の開発パートナー・大学・民間企業等との効果連携による効果発現に向けた方策について、簡易プロポーザルの中で提案してください。

² EC1 の傘下にある各事業が円滑に実施され、かつ、案件間で相乗効果を発揮できるような運営体制の構築に向けての方策を簡易プロポーザルの中で提案してください。

4. 業務の内容

1.1 EC1 傘下の各案件（※）の進捗・成果が、EC1、SC 等の機会を含め教育・技術教育省大臣等に適切に報告され、また、それら進捗・成果が、EJEP 全体の方針・計画、教育・技術教育省が策定する就学前教育、基礎教育および技術教育分野の戦略や、その他エジプトの教育制度等の主要な政策に反映されるよう必要な支援を行う。

（※）2026 年現在、EC1 対象となる事業は以下の通り。

- エジプト「特別活動を中心とした日本式教育モデル発展・普及プロジェクト」（以下、「特活プロジェクト」という）

- 円借款「エジプト・日本学校支援プログラム」

- JICA 海外協力隊員

そのほか、EC1 対象外だが主な EJEP 事業は以下の通り。

- 円借款「人材育成事業」（留学生借款 EJS 教員の短期本邦研修含む）

- エジプト「就学前の教育と保育の質向上プロジェクトフェーズ 2」

1.2 EC1 の活動が、教育・技術教育省が進める教育改革” Education2.0”と調和した形で実施されるよう、必要なモニタリング、調整及び助言、提言等を行う。

1.3 EC1 の活動が円滑に実施されるよう、JICA、日本大使館、エジプト関連省庁（高等教育省、社会連帯省など EJEP 関連 C/P 機関）、EC2 PMU Co-director, 援助機関、その他関連するアクター（教育・技術教育省雇用の EJS スーパーバイザー、民間連携事業を実施する本邦企業等）との連携促進を図るため、必要な調整、情報収集、助言、提言等を行う。また、必要に応じ、JICA と連携し、全人的教育モデルの普及・制度化に当たり必要な関係機関や開発パートナー等と主体的に調整・協議する。

1.4 エジプト及び日本内外、並びに第三国に向けて、EC1 の活動にかかる進捗・成果を発信、広報活動等の実施を支援する。

1.5 就学前教育、基礎教育及び技術教育分野において、効果的かつ持

続性のある協力プログラムの見直しや新規協力の検討等を行う際に、特に日本の教育経験や特徴を活用した事業については、事後評価調査の支援等を通じ、過去に実施した事業及び実施中事業の教訓等の分析を行って、教育・技術教育省及び JICA を支援する。

2.1 EC1 の下で実施される活動の進捗に従い、意思決定のための EC1、または議題に応じ教育・技術教育省要人関係者の参加するその他の会議の開催を提案する。

2.2 EJEP の SC 等において適切で効果的な報告がなされるよう、関係者（EC2 関係者等を含む）と協働して進捗報告や資料作成などを主導する。

2.3 会議（特に EC1 及び SC）での協議・決定事項を取りまとめ、その実現に向け必要な関係者への働きかけを行うとともに、必要な助言・支援を関係者に対して行う

3.1 学校訪問等の現場視察や関係者との協議・意見交換等を通じて EC1 傘下の各案件の進捗・成果を確認し、活動・モニタリング計画の策定・更新およびその実施支援を含む技術的な指導や助言を行う。

特に以下事業について EJEP の目的に沿って活動が実施されるよう、特活プロジェクト専門家と協働して対応すること。

- ① 特活プロジェクトで試行導入を支援している Tokkatsu 研修/認証制度（TTCS）の構築について、持続性を考慮した制度となるよう試行活動の実施を支援し、必要な助言、提言を行う。
- ② 特活プロジェクトが策定を支援する全人的教育モデルの普及戦略について、教育・技術教育省の政策や方針に沿った持続的なものとなるよう、必要な助言、提言、支援を行う。
- ③ TTCS 構築を含む全人的教育モデルの発展・普及が持続的なものとなるよう、エジプト及び日本国内のリソース（連携、協働のパートナー）を開拓し、関係作りを支援する。
- ④ 円借款「エジプト・日本学校支援プログラム」の政策アクションの実

現達成に向け、全人的教育モデルの発展・普及に資するものとなるよう助言し、政策アクション達成状況の適宜のモニタリング・達成に向けた支援を行う。また、同借款に JICA が執行した資金の有効活用に向けた教育・技術教育省による計画策定を支援し、用途を確認する。

- ⑤ 円借款「人材育成事業」(特に基礎教育分野を対象にした短期研修)が、PMU 下の各案件の成果発現に資するものとなるよう、Executive Committee² 関係者との連絡・調整を支援する。
- ⑥ 海外協力隊派遣との効果的な連携を図るため、PMU1 における支援対象校への受け入れ促進を支援し、情報を提供する。
- ⑦ エジプト基礎教育分野において本邦企業、本邦/現地学校等が EJS 等を対象として全人的教育モデルの発展や子どもの学びの改善に資する活動を実施・検討する際には JICA と連携し必要な情報提供や持続可能性を見据えた連携を促進する。

3.2 EC1 の下で実施する事業の目的に沿って、EC1 の PMU の円滑な運営に資する体制の構築を支援し、定期会合の開催、エジプト側 PMU メンバーの能力強化に向けた必要な助言、提言、その他教育・技術教育省への必要な働きかけを行う。

簡易プロポーザルで特に具体的な提案を求める事項は以下の通り。

No.	提案を求める項目	業務の内容での該当箇所
1	EJEP の活動を関係省庁・他ドナー等と効果的に実施していく方策	成果 1
2	エジプト側 EC1 全体の実施体制の強化のための方策	成果 3

また、簡易プロポーザルで求める類似業務経験及び語学は以下の通りです。

類似業務経験の分野	教育分野における各種業務 その中でも特に途上国における教育行政、カリキュラム、教育評価、教員研修等に関する知識を有することを高く評価
語学の種類	英語

5. 提出を求める報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

報告書名	提出時期	提出先	部数	言語	形態
ワーク・プラン ³	渡航開始より 1 か月以内	人間開発部 (CC:エジプト事務所)	—	英語	電子データ
			—	日本語	電子データ
		C/P 機関	—	英語	電子データ
3 か月報告書	渡航開始より 3 か月ごと ⁴	国際協力調達部 (CC:人間開発部)	—	日本語	電子データ
業務進捗報告書	渡航開始より 6 か月ごと	国際協力調達部 (CC:人間開発部、エジプト事務所)	—	日本語	電子データ
業務完了報告書	契約履行期限末日	人間開発部 (CC:国際協力調達部、エジプト事務所)	—	日本語	電子データ

6. 業務上の特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地渡航は 11 月中旬旬出発を想定していますが、公用旅券発給や受入れ確認の取付状況により前後する可能性があります。具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することとします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本専門家のみですが、「特別活動を中心とした日本式教育モデル発展・普及プロジェクト」の従事者（業務実施契約チームと長期専門家 1 名）、JICA 海外協力隊員などと必要に応じて連携をしながら業

³ 現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載する。以下の項目を含むものとする。①プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）、②プロジェクト実施の基本方針、③プロジェクト実施の具体的方法、④プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）、⑤PDM（指標の見直し及びベースライン設定）、⑥業務フローチャート、⑦詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）、⑧要員計画、⑨先方実施機関便宜供与事項、⑩その他必要事項

⁴ 個人コンサルタントの場合は、最初の報告書は、2 か月目終了後に速やかに提出する。

務を進めていただく必要があります。

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部基礎教育グループから配付しますので、hmgbe@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・署名済みの国際約束 (R/D)
- ・エジプト国 特別活動を中心とした日本式教育モデル発展・普及プロジェクト モニタリングシート

本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

- ・エジプト国学びの質向上のための環境整備プロジェクト 事業完了報告書

7. 選定スケジュール

No.	項目	期限日時
1	簡易プロポーザル等の提出期限	2026年 6月 17日 12時まで
2	プレゼンテーション実施案内	2026年 6月 26日 まで
3	プレゼンテーション実施日	2026年 7月 1日 14時～15時半
4	評価結果の通知	2026年 7月 6日 まで

8. 応募条件等

- (1) 参加資格のない者等：特になし
- (2) 家族帯同：可

9. 簡易プロポーザル等提出部数、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) プレゼンテーション資料提出部数: 1部
- (3) 提出方法 : 国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。(https://partner.jica.go.jp/)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

10. プレゼンテーションの実施方法

簡易プロポーザル評価での合格者のうち上位2者に対し、プレゼンテーションを上述の日程にて実施します。同評価も踏まえて、最終的な契約交渉順位を決定します。プレゼンテーション実施案内にて、詳細ご連絡します。また、実施時の資料についてはプロポーザル提出時に併せてご提出ください。

- ・実施方法：Microsoft-Teams による（発言時カメラオンでの）実施を基本とします。
- ・一人当たり、プレゼンテーション 10 分、質疑応答 15 分を想定。
- ・使用言語は、プレゼンテーション、質疑応答とも日本語とします。
- ・プレゼンテーションでは、「業務実施方針」を説明。
- ・業務従事者以外の出席は認めません。
- ・原則として当方が指定した日程以外での面接は実施しません。貴方の滞在地によっては、時差により深夜や早朝の時間帯での案内となる場合がございます。予めご了承ください。
- ・競争参加者（個人の場合は業務従事者と同義）が、自らが用意するインターネット環境・端末を用いての Microsoft-Teams のカメラオンでのプレゼンテーションです。（Microsoft-Teams による一切の資料の共有・表示は、プロポーザル提出時に提出された資料を含めて、システムが不安定になる可能性があることから認めません。）指定した時間に Teams の会議室へ接続いただきましたら、入室を承認します。インターネット接続のトラブルや費用については、競争参加者の責任・負担とします。

11. 簡易プロポーザル・プレゼンテーションの評価項目及び配点

（1）業務の実施方針等：

- | | |
|-----------------|-----|
| ①業務実施の基本方針、実施方法 | 36点 |
| ②業務実施上のバックアップ体制 | 4点 |

（2）業務従事者の経験能力等：

- | | |
|--------------------|-----|
| ①類似業務の経験 | 20点 |
| ②語学力 | 10点 |
| ③その他学位、資格等 | 10点 |
| ④業務従事者によるプレゼンテーション | 20点 |

(計 100 点)

12. 見積書作成に係る留意点

見積書は、契約交渉に間に合うよう、事前に提出をお願いします。

本公示の積算を行うにあたっては、「業務実施契約（現地滞在型）における経理処理・契約管理ガイドライン」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/manual/guideline/consultant/resident.html>

(1) 報酬等単価

① 報酬：

家族帯同の有無		本人のみ（家族帯同無）	家族帯同有
月額（円/月）	法人	1,434,000	1,602,000
	個人	1,081,000	1,249,000

② 教育費：

就学形態		3歳～就学前	小・中学校	高等学校
月額（円/月）	日本人学校	43,000	69,000	-
	インターナショナルスクール/ 現地校		258,600	278,600

③ 住居費：2,000ドル/月

④ 航空賃（往復）：1,395,582円/人

(2) 便宜供与内容

- ア) 空港送迎：到着時のみ、便宜供与あり
- イ) 住居の安全：安全な住居情報の提供および住居契約前の安全確認あり
- ウ) 車両借上げ：なし
- エ) 通訳備上：なし
- オ) 執務スペースの提供：教育・技術教育省内における執務スペース提供（ネット環境完備予定）
- カ) 公用旅券：日本国籍の業務従事者/家族は公用旅券を申請
日本国籍以外の場合は当該国の一般旅券を自己手配

(3) 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA エジプト事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

(4) 臨時会計役の委嘱

業務に必要な経費については、JICA エジプト事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です）。関連するオリエンテーション（オンデマンド）の受講が必須となります。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：経費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

以上

案件概要表

1. 案件名 (国名)

国名： エジプト・アラブ共和国

案件名：

(和名) エジプト・日本教育パートナーシップ (EJEP) : Executive Committee (EC)
1に係る Co-Director

(英名) Co-Director of Project Management Unit (PMU) for Executive Committee
(EC) 1 under Egypt-Japan Education Partnership (EJEP)

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における基礎教育セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け
エジプトは、チュニジア革命に触発された 2011 年のエジプト革命後、暫く混乱が続いたが、2014 年 1 月の新憲法制定、同年 6 月のエルシーシ大統領選出以降、安定を取り戻しつつある。一方、革命の原因であった、人口増による若者の労働市場参入を背景とした失業率の高さ (2014 年当時 13.37%) や、都市と地方の経済格差は依然として深刻であり、これらの改善には教育分野を含む広範な分野での対策が必要である。

当国の総合的な開発指針を示す「持続可能な開発戦略 2030」(2015 年 3 月対外発表) においては、「経済開発」、「市場競争力強化」、「人材開発」、「市民の幸福」の 4 つを達成すべき目標としている。エジプト政府はこの中の「人材開発」において教育を重点に掲げており、2030 年までに効果的な制度の下で、質の高い教育を差別なく誰でもアクセスできるようにするとしている。また、当国児童法では、「児童が自尊心を高め、社会への参加の準備を整え社会で責任ある人材となることを十分理解し、児童の個性・才能・精神・身体能力を高めること」とし、学力だけでなく、心や身体を高めることを目指している。しかしながら、実際の学校教育は、学力に偏重しており、当国の教育の特徴である厳格な進級・卒業試験は、高い失業率 (少ない雇用数) と相まって試験熱が加速し、学校での社会性醸成という機会が生かされていないという懸念がある。

かかる背景を受けて、当国エルシーシ大統領より我が国に対し、当国若者の能力強化に向けた教育協力について支援要請があり、2016 年 2 月に両国の共同パートナーシップとして「エジプト・日本教育パートナーシップ (EJEP)」が発表された。EJEP は日本式教育の導入を柱として、就学前教育、基礎教育、技術教育、高等教育の分野を対象とした包括的な人材育成支援を行うもので、特に就学前教育と基礎教育の分野では以下の協力を実施中である。

<技術協力>

- ① 「特別活動を中心とした日本式教育モデル発展・普及プロジェクト」
- ② 「就学前の教育と保育の質改善プロジェクトフェーズ 2」

<円借款>

- ③ 教育セクターローン「エジプト・日本学校支援プログラム」
- ④ 「人材育成事業（教育・保健）」（通称、「留学生借款」。エジプト日本学校（EJS）の校長や教員等が短期研修に参加）

上記のほかに、JICA 海外協力隊派遣や民間連携事業等を行っている。

EJEP に基づき実施する様々な事業を円滑に実施し、相乗効果を生み出して目的を達成するため、EJEP は最高意思決定機関として Steering Committee (SC) を、その下に各事業の実施を担う 2 つの Executive Committee (EC1 及び EC2) を設置している。EC1 には基礎教育の Project Management Unit (PMU) が設置され、上述の①、③の事業を所掌している。さらに EC2 でも別途 PMU が設置され、上述④の人材育成事業を所掌している。なお、上述の②の事業や、高等教育（大学や高等専門学校）の事業は EC には含まれていない。EJEP による包括的な支援の成果発現のためには、これらの事業が相互の整合性に配慮した形で計画され、円滑な進捗に向けた全体的な調整の下で実施される必要がある。そのため、当国政府は各事業に関わるエジプト側・日本側双方の関係者間の連携を促進し、以て EJEP 全体の円滑な運営を図る目的で、EC1、EC2 の PMU に対し、日本側 Co-Director（共同議長）の派遣を要請した。

本専門家は、EC1 に設置の PMU 共同議長として、エジプト側共同議長と協力し、所轄下の事業の円滑な実施に向けた方策の検討を行うとともに、EC2 側の関係者とも連携の上、EJEP 全体の成果発現に向けた助言、提言、活動の提案等を行うことが求められる。本専門家は EJEP 下で実施される各事業の関係者と密に連絡・調整を行い、相互の連携を促進し、必要な提言・助言、事業横断的な活動（関係者間の定期会合等）の企画等を行うことが期待されている。

（2）基礎教育セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

本事業は、対エジプト国別開発協力方針（2020 年 9 月）における重点分野「教育・人材育成と地域協力の促進」に位置付けられ、EJEP に基づき実施されるものである。また、2022 年に作成された課題別事業戦略「8. 教育」においても社会情報スキル（非認知スキル）の重要性についても言及しており、本事業は同戦略の方針に合致する。SDGs ゴール4「すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」の実現に資するものであり、我が国の援助方針に

合致する。

(3) 他の援助機関の対応

世銀：就学前教育、教員研修、アセスメント等、教育省の包括的な改革を支援（借款、5億ドル）（2018-2023）。

UNICEF：Education 2.0 のカリキュラム・教材開発にかかる技術支援、コミュニティスクール支援

USAID：教員研修改善にかかる技術支援、モデル校開設を含む高校レベルでの Science, Technology, Engineering, and Mathematics (STEM) 教育強化支援

その他、教育省は 2021 年 1 月に Global Partnership for Education の Education Sector Plan (ESP) Development Grant を獲得し、ESP 作成中である。

3. 事業概要

(1) プロジェクトサイト／対象地域名 カイロ

(2) 事業実施期間

2023 年 10 月～2028 年 9 月（計 60 か月）

(3) 事業実施体制

配属機関：教育・技術教育省 (Ministry of Education and Technical Education)

4. 事業の枠組み

(1) 成果

- ① EJEP 全体の活動が、教育・技術教育省やエジプト側関連省庁、他ドナーによる取り組みと調和した形で実施されるよう、適切な運営方針・計画が策定され、実施される。
- ② EC1、SC の開催等を通じ、就学前教育と基礎教育の分野の活動にかかる協議および EC1、EC2 の連携や事業の円滑な推進のための意思決定が適時適切になされる。
- ③ 就学前教育と基礎教育の分野の主要プロジェクトの目的に照らして、PMU・エジプト側 C/P の能力が強化され、EC1 全体の実施体制が強化される。

(2) 主な活動

1.1 EC1 傘下の各案件（※）の進捗・成果が、EC1、SC 等の機会を含め教育大臣等に適切に報告され、また、それら進捗・成果が、EJEP 全体の方針・計画、教育省が策定する就学前教育、基礎教育および技術教育分野の戦略や、その他当国の教育制度等の主要な政策に反映されるよう必要な支援を行う。

(※) 2023年現在、EC1対象となる事業は以下の通り。

- ・ エジプト「特別活動を中心とした日本式教育モデル発展・普及プロジェクト」
(以下、「特活プロジェクト」という)
- ・ 円借款「エジプト・日本学校支援プログラム」
- ・ JICA 海外協力隊員

そのほか、EC1対象外だが主なEJEP事業であり、連携等による相乗効果を期待される案件は以下の通り。

- ・ 円借款「人材育成事業」(留学生借款。EJS教員の短期本邦研修含む)
- ・ エジプト「就学前の教育と保育の質向上プロジェクト」

1.2 EC1の活動が、教育省が進める教育改革”Education2.0”と調和した形で実施されるよう、必要なモニタリング、調整及び助言、提言等を行う。

1.3 EC1の活動が円滑に実施されるよう、JICA、日本大使館、エジプト関連省庁(高等教育省、社会連帯省などEJEP関連C/P機関)、EC2 PMU Co-director、援助機関、その他関連するアクター(教育省雇用のEJSスーパーバイザー、民間連携事業を実施する本邦企業等)との連携促進を図るため、必要な調整、情報収集、助言、提言等を行う。また、必要に応じ、JICAと連携し、全人的教育モデルの普及・制度化に当たり必要な関係機関やドナー等と主体的に調整・協議する。

1.4 エジプト及び日本内外、並びに第三国に向けて、EC1の活動にかかる進捗・成果を発信、広報活動等の実施を支援する。

1.5 就学前教育、基礎教育及び技術教育分野において、効果的でかつ持続性のある協力プログラムの見直しや新規協力の検討等を行う際に、特に日本の教育経験や特徴を活用した事業については、事後評価調査の支援等を通じ、過去に実施した事業及び実施中事業の教訓等の分析を行って、教育省及びJICAを支援する。

2.1 EC1の下で実施される活動の進捗に従い、意思決定のためのEC1、または議題に応じ教育省要人関係者の参加するその他の会議の開催を提案する。

2.2 EJEPのSC等において適切で効果的な報告がなされるよう、関係者(EC2関係者等を含む)と協働して進捗報告や資料作成などを主導する。

2.3 会議(特にEC1及びSC)での協議・決定事項を取りまとめ、その実現に向け必要な関係者への働きかけを行うとともに、必要な助言・支援を関係者に対して行

う

3.1 学校訪問等の現場視察や関係者との協議・意見交換等を通じて EC1 傘下の各案件の進捗・成果を確認し、活動・モニタリング計画の策定・更新およびその実施支援を含む技術的な指導や助言を行う。

特に以下事業について EJEP の目的に沿って活動が実施されるよう、特活プロジェクト専門家と協働して対応すること。

- ①特活プロジェクトで試行導入を支援している Tokkatsu 研修/認証制度 (TTCS) の構築について、持続性を考慮した制度となるよう試行活動の実施を支援し、必要な助言、提言を行う。
- ②特活プロジェクトが策定を支援する全人的教育モデルの普及戦略について、教育省の政策や方針に沿った持続的なものとなるよう、必要な助言、提言、支援を行う。
- ③TTCS 構築を含む全人的教育モデルの発展・普及が持続的なものとなるよう、エジプト及び日本国内のリソース（連携、協働のパートナー）を開拓し、関係作りを支援する。
- ④円借款「エジプト・日本学校支援プログラム」の政策アクションの実現達成に向け、全人的教育モデルの発展・普及に資するものとなるよう助言し、政策アクション達成状況の適宜のモニタリング・達成に向けた支援を実施する。また、同借款に JICA が執行した資金の有効活用に向けた教育省による計画策定を支援し、用途を確認する。
- ⑤円借款「人材育成事業」（特に基礎教育分野を対象にした短期研修）が、PMU 下の各案件の成果発現に資するものとなるよう、Executive Committee² 関係者との連絡・調整を支援する。
- ⑥海外協力隊派遣との効果的な連携を図るため、PMU1 における支援対象校への受け入れ促進を支援し、情報を提供する。
- ⑦エジプト基礎教育分野において本邦企業、本邦/現地学校等が EJS 等を対象として全人的教育モデルの発展や子どもの学びの改善に資する活動を実施・検討する際には JICA と連携し必要な情報提供や持続可能性を見据えた連携を促進する。

3.2 EC1 の下で実施する事業の目的に沿って、EC1 の PMU の円滑な運営に資する体制の構築を支援し、定期会合の開催、エジプト側 PMU メンバーの能力強化に向けた必要な助言、提言、その他教育・技術教育省への必要な働きかけを行う。

以上